

平成15年11月7日

記者発表資料

寒川浄水場排水処理施設特定事業に係る落札者の決定について

神奈川県企業庁では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、平成14年11月21日に特定事業として選定し、平成15年7月25日に「総合評価一般競争入札方式」による入札を実施したところ、3事業者(2グループ、1単体企業)から入札書の提出があり、神奈川県PFI事業者選定審査会による審査が終了し、このほど同審査会から、寒川浄水場排水処理施設特定事業に係る優秀提案の選定について報告がありました。報告内容に基づき県企業庁が検討し、落札者を決定しましたのでお知らせします。

なお、PFI法第8条に基づく客観的評価の公表は落札者との契約締結後に行う予定です。

- 1 事業名 寒川浄水場排水処理施設特定事業
- 2 事業場所 神奈川県高座郡寒川町宮山4058番6他(寒川浄水場内)
- 3 事業概要 設計から運営までを一体とした選定事業者の提案に基づき、事業者が建屋の設計・建設及び脱水施設を設計・製作・据付し、また、濃縮施設について必要とする改造等を行った上、施設の所有権を県企業庁に移転後、既存の施設を含む排水処理施設全体の維持管理・運営及び脱水ケーキの再生利用を20年間行います。
- 4 落札者 月島・富士・電源開発・日造グループ
- 5 落札額 14,965,320,454円(消費税込み)
入札予定価格 17,995,003,000円(消費税込み)

詳細については、以下のとおりです。

(資料1) 寒川浄水場排水処理施設特定事業落札者決定書

(資料2) 寒川浄水場排水処理施設特定事業提案審査講評

(参考資料1) 寒川浄水場排水処理施設特定事業 入札参加者(グループ)一覧

(参考資料2) 今後のスケジュール

(問い合わせ先)

企業庁水道局浄水課 水質班 武城、渡辺

電話 045-210-7274

045-210-1111(内線7274~7276)

メールアドレスki-josui.3154@pref.kanagawa.jp

ハローファックス ボックス番号	22013
ホームページアドレス	http://www.pref.kanagawa.jp/press/0311/22013/index.htm

寒川浄水場排水処理施設特定事業落札者決定書

基礎審査	審査項目	審査内容	大成建設(株)横浜支店	月島・富士・電源開発・日造グループ	荏原グループ
	業務要求水準項目達成の確認	提案内容が業務要求水準書の要求水準を満たしているか。(適切なシミュレーション、全量再生利用、上清水の濁度、設備容量等)			
	事業シミュレーション内容の確認	前提条件が適切に反映されており、計算方法が適正か。(物価変動率、基準金利、第三者賠償保険、支払利息の計算方法等)			
	事業遂行能力の確認	資力、信用力、債務返済能力が十分にあるか。(キャッシュフロー規模、経常収支、自己資本金、利払能力、有利子負債比率等)			

定量審査	審査項目		配点	大成建設(株)横浜支店		月島・富士・電源開発・日造グループ		荏原グループ	
				評価	点数	評価	点数	評価	点数
	サービス購入料に関する事項	サービス購入料の総額		1 入札額(円)		14,059,283,560		14,304,631,312	
	得点(70.00点満点)		70.000	70.000		68.799		66.442	
	順位			1位		2位		3位	
	1位との点差			0.000		1.201		3.558	
事業の安全性に関する事項	長期安定性の実現	2 確実性の高い資金調達計画となっているか	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
		3 事業期間を通じて、事業を確実に遂行していくに足るだけの資金計画となっているか	1.500	A	1.500	A	1.500	B	1.125
		4 組織運営体制が優れているか	0.500	C	0.250	C	0.250	C	0.250
		5 民間に移転されるリスクが適切に分担され、具体的な対応策が検討されているか	1.500	B	1.125	C	0.750	A	1.500
	事業期間中におけるリスクへの対応	6 リスク分担に対応した保険が付保されているか	0.500	C	0.250	A	0.500	C	0.250
		7 破綻時の対応	0.500	E	0.000	A	0.500	A	0.500
	事業の継続性	8 資金面において特定目的会社への出資企業の事業継続に対するモチベーションの維持	0.500	C	0.250	C	0.250	C	0.250
		得点(5.50点満点)		5.500	3.875		4.250		4.375
	順位			3位		2位		1位	
設計・建設及び施設能力に関する事項	排水処理業務の安全性・確実性	9 既存構築物の改良・増強、機械設備の設置等による受入・排水処理業務の信頼性が向上	1.500	E	0.000	C	0.750	D	0.375
		10 監視、制御システム等電気計装設備の工夫による受入・排水処理業務の信頼性が向上	1.500	E	0.000	C	0.750	B	1.125
	建築計画における次期更新への配慮	11 ゾーニング計画及び動線計画において次期更新への配慮が優れているか	0.500	E	0.000	A	0.500	C	0.250
		12 機器の搬出入に対して構造計画が優れているか	0.500	E	0.000	C	0.250	C	0.250
	指導指針の反映	13 維持管理が容易な建物の構造、仕様となっているか	0.250	A	0.250	A	0.250	A	0.250
		14 会議室、休憩室、更衣室、食堂、洗車装置等が設置されている	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
得点(4.75点満点)		4.750	0.750		3.000		2.750		
	順位			3位		1位		2位	
排水処理業務に関する事項	汚泥の受入・排水処理業務計画	15 きめ細かな汚泥の受入、排水処理計画が策定されているか	0.500	E	0.000	A	0.500	E	0.000
		16 汚泥性状(強熱減量、AL/T比、粒度分布等)の変動に対応した脱水システム	1.000	E	0.000	C	0.500	C	0.500
	上澄水質管理計画	17 既存施設の改良や増強及び機械設備・電気計装設備の工夫による上澄水質管理計画	1.000	D	0.250	A	1.000	C	0.500
		18 維持管理計画において、故障等を未然に防ぐよう考慮されているか	0.500	C	0.250	A	0.500	A	0.500
	維持管理・運営に関する計画、実施体制	19 維持管理・運営業務について実績があるか	0.250	A	0.250	A	0.250	A	0.250
		20 汚泥量の管理方法の工夫により受入業務、上澄水の返送業務の安全性・確実性の向上	0.500	E	0.000	A	0.500	A	0.500
	バックアップ体制	21 維持管理・運営業務に関するバックアップ体制が確立しているか	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
		22 故障時・非常時における維持管理・運営業務について対応策が計画されているか	0.500	C	0.250	A	0.500	A	0.500
	保安体制	23 未然に事故を防ぐための工夫がなされているか	0.250	A	0.250	A	0.250	A	0.250
		24 排水処理業務全般	1.000	A	1.000	A	1.000	A	1.000
	得点(6.00点満点)		6.000	2.750		5.500		4.500	
		順位			3位		1位		2位
脱水ケーキの再生利用に関する事項	再生利用先の受入体制、バックアップ体制	25 脱水ケーキの再生利用先の受入可能量に余裕があるか	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
		26 脱水ケーキの再生利用業務における受入表明書等の取得	1.000	-	1.000	-	1.000	-	1.000
		27 当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか	1.000	-	0.000	-	0.000	-	0.000
		28 複数の脱水ケーキの受入事業者の確保	1.000	-	1.000	-	1.000	-	1.000
	再生利用計画における用途拡大	29 受入表明書を提出している脱水ケーキの再生利用先の実績が豊富であるか	1.000	A	1.000	A	1.000	A	1.000
		30 脱水ケーキの形状、粒度分布、硬度、水分等の調整や組成分析等の品質管理	0.500	C	0.250	C	0.250	C	0.250
	業務の安全性・安定性	31 活性炭混入時等における再生利用方法が具体的に計画	0.500	C	0.250	A	0.500	C	0.250
		32 一時保管場所の確保等、安定的に再生利用を行う上で有効な提案	1.000	C	0.500	C	0.500	A	1.000
得点(6.50点満点)		6.500	4.500		4.750		5.000		
	順位			3位		2位		1位	
環境配慮に関する事項	指導指針の反映	33 搬送設備を密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
		34 場内ケーキ貯蔵設備にホッパ等を採用して密閉構造にするなどの悪臭、飛散対策	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
		35 臭気の除去設備が設置	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
	周辺環境への配慮	36 建設期間中に排出ガス抑制やSPM(浮遊粒子状物質)対応の建設機械等の導入	0.500	C	0.250	A	0.500	E	0.000
		37 建設時及び維持管理運営期間中における交通安全等への対応	0.500	C	0.250	A	0.500	C	0.250
	地球環境に対する負荷軽減対策	38 燃料、水道の使用量が少ない施設計画	1.000	-	0.500	-	0.186	-	0.500
		39 二酸化炭素、窒素酸化物の排出量が少ない施設計画	1.000	-	0.861	-	0.701	-	0.250
	その他環境への配慮	40 植樹地率を20%以上確保	0.250	-	0.250	-	0.250	-	0.150
		41 その他環境に対して配慮	0.250	C	0.125	C	0.125	E	0.000
	得点(5.00点満点)		5.000	3.736		3.762		2.650	
	順位			2位		1位		3位	
提案全般に関する総合的評価	事業の安全性	42 提案全体として、事業の安全性に関して優れた提案	0.750	-	0.000	-	0.500	-	0.000
	設計・建設面	43 提案全体として、設計・建設面に関して優れた提案	0.750	-	0.000	-	0.625	-	0.500
	維持管理・運営面	44 提案全体として、維持管理・運営面に関して優れた提案	0.750	-	0.125	-	0.250	-	0.250
	得点(2.25点満点)		2.250	0.125		1.375		0.750	
	順位			3位		1位		2位	
合計(配点100点)	合計(100点満点)		100.000	85.736		91.436		86.467	
	順位			3位		1位		2位	
	1位との点差			5.700		0.000		4.969	
入札結果				-	落札		-		

**寒川浄水場排水処理施設特定事業
提案審査講評**

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

神奈川県 P F I 事業者選定審査

寒川浄水場排水処理施設特定事業に関する提案審査の結果を次のとおり講評します。

平成15年10月24日

神奈川県PFI事業者選定審査会（寒川浄水場排水処理施設関係）

委員長	山内弘隆	（一橋大学大学院商学研究科教授）
副委員長	光多長温	（鳥取大学教育地域科学部教授）
委員	横田勇	（静岡県立大学大学院生活健康科学研究科教授）
委員	国包章一	（厚生労働省国立保健医療科学院水道工学部長）
委員	古米弘明	（東京大学大学院工学系研究科教授）
委員	玉木光男	（寒川町助役）
委員	高津宣郎	（神奈川県企業庁水道局長） 1
委員	加藤進	（神奈川県総務部次長） 2
委員	三杉三郎	（神奈川県総務部参事） 3

- 1 平成14年6月9日から平成15年3月31日までは石渡信孝
- 2 平成14年6月9日から平成15年5月31日までは津田信治
- 3 平成14年6月9日から平成14年8月9日までは鈴木恵

目 次

事業の概要.....	1
1 事業名.....	1
2 業務内容.....	1
3 施設の概要.....	1
4 事業期間等.....	1
5 事業方式.....	2
6 支払方法.....	2
優秀提案選定経過及び選定の考え方.....	3
1 優秀提案選定経過.....	3
2 優秀提案選定の考え方.....	4
審査結果.....	5
1 資格審査.....	5
2 事業提案審査.....	6
(1) 入札.....	6
(2) 基礎審査.....	6
(3) 定量化審査.....	6
総評.....	20

[別紙]

- 1 神奈川県 P F I 事業者選定審査会の設置及び運営に関する要綱
- 2 寒川浄水場排水処理施設特定事業 落札者決定基準の概要
- 3 寒川浄水場排水処理施設特定事業 提案審査結果総括表

事業の概要

1 事業名

寒川浄水場排水処理施設特定事業

2 業務内容

新設施設の設計及び建設等業務（その他新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営のため、新設施設の運営開始前に必要な工事等を含む。）

新設施設及び濃縮施設の維持管理・運營業務（維持管理・運營業務には、清掃、保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務）の他、修繕及び機器更新を含む。）

脱水ケーキの再生利用業務（脱水ケーキの搬出及び脱水ケーキの管理を含む。）
上澄水の返送業務

3 施設の概要

新設施設	建設予定地	高座郡寒川町宮山4058番6他（寒川浄水場内）
	敷地面積	約11,600m ²
	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火地域等	準防火地域
濃縮施設	敷地面積	約12,000m ²
新設施設用地及び濃縮施設の敷地について		所有者：神奈川県 管理者：県企業庁 財産の種類：行政財産

4 事業期間等

1) 事業期間

新設施設等の設計・建設	平成15年12月～平成18年3月31日
許認可等の取得	平成15年12月～平成18年3月31日
新設施設等の引渡し・所有権移転	平成18年4月1日
維持管理・運営（20年間）	平成18年4月1日～平成38年3月31日

2) 契約等の締結

基本協定締結	平成15年11月中旬
特定事業契約締結	平成15年12月

5 事業方式

1) 新設施設

B T O (Build Transfer Operate) 方式。

2) 濃縮施設

事業者が必要に応じて改造等を行う。

新設施設及び濃縮施設について維持管理・運営期間(20年間)を通じて、維持管理・運営業務を行う。

なお、当初の改造等及び維持管理・運営期間を通じて事業者が新設施設・濃縮施設を問わず機器の更新又は改修等を実施した場合、それらに係る機器等の所有権は県企業庁に帰属する。

6 支払方法

1) サービス購入料

県企業庁は、定期的にモニタリングを実施し、特定事業契約等に定められたサービス水準が満たされていることを確認した上で、事業者から提供されたサービスの対価として、新設施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息、新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営費、脱水ケーキの再生利用業務費を一体で支払う。

2) 改定の考え方

サービス購入料のうち新設施設等整備の割賦代金の支払利息相当分については、金利変動を勘案し、5年ごとに改定し、新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営費並びに脱水ケーキの再生利用業務費(ただし、搬出・運搬費及び脱水ケーキ管理費のみ。)については、物価上昇率等を勘案し、毎年改定する。

3) 支払方法

平成18年7月31日(当該日が銀行の休業日の場合はその前日の営業日。以下同じ。)を第1回とする四半期ごとの年4回払いによる合計80回の分割払いとする。

4) サービス購入料の減額等

県企業庁は、定期的にモニタリングを実施し、特定事業契約等で定められた性能が維持されていない場合は、サービス購入料の減額を行う。

5) その他

県企業庁は、地方自治法第214条に基づき設定した債務負担行為を踏まえ、本事業に必要なサービス購入料を20年間にわたって支払う。

優秀提案選定経過及び選定の考え方

1 優秀提案選定経過

(平成15年10月24日現在)

項 目	年 月 日
第1回神奈川県PFI事業者選定審査会(実施方針等の検討、現地視察)	平成14年6月9日(日)
第2回神奈川県PFI事業者選定審査会(総合評価一般競争入札実施を決定、実施方針等の検討)	平成14年7月19日(金)
実施方針、業務要求水準書(案)及び特定事業契約書(素案)等の公表	平成14年8月1日(木)
実施方針等の説明会・現地見学会の開催	平成14年8月8日(木)
参考資料の有償頒布(申込受付)	平成14年8月1日(木)～8月9日(金)
実施方針等の閲覧	平成14年8月9日(金)～9月27日(金)
参考資料の有償頒布	平成14年8月23日(金)
実施方針等に対する質問受付(117件)	平成14年9月17日(火)～9月19日(木)
実施方針等に対する質問への回答	平成14年10月18日(金)
実施方針等に対する意見招請(56件)	平成14年9月24日(火)～9月27日(金)
意見交換会(会場:地球市民プラザ 13社50人参加)の開催	平成14年10月22日(火)
意見交換会結果概要の公表	平成14年11月5日(火)
第3回神奈川県PFI事業者選定審査会(VFMの検証、落札者決定基準の検討)	平成14年11月11日(月)
特定事業の選定(VFMの公表)	平成14年11月21日(木)
事業者ヒアリングの実施(9社)	平成14年11月25日(月)～12月26日(木)
2月議会 債務負担行為設定の議決	平成15年3月13日(木)
第4回神奈川県PFI事業者選定審査会(落札者決定基準の決定、入札説明書の検討)	平成15年3月24日(月)
入札公告	平成15年4月11日(金)
入札説明会及び現場説明会の開催	平成15年4月23日(水)
入札説明書に対する質問受付(221件)	平成15年4月28日(月)～4月30日(水)
入札説明書に対する質問への回答	平成15年5月28日(水)
参加表明書、資格確認申請書等の提出	平成15年6月4日(水)～6月5日(木)
資格確認通知	平成15年6月20日(金)
資格がないと認めた理由の説明(受付期間)	平成15年6月23日(月)～6月25日(水)
資格がないと認めた理由の回答	平成15年7月4日(金)
入札(提案書の受付)	平成15年7月25日(金)
第5回神奈川県PFI事業者選定審査会(提案書の審査)	平成15年10月9日(木)
第6回神奈川県PFI事業者選定審査会(提案書の審査、優秀提案の選定、講評の作成)	平成15年10月24日(金)

) ゴシックは審査会が行った業務

2 優秀提案選定の考え方

本審査会（別紙1「神奈川県PFI事業者選定審査会の設置及び運営に関する要綱」参照）においては、あらかじめ決定した落札者決定基準にしたがって、応募者から提出された提案を審査し、優秀提案を選定することとした。

選定方法としては、本事業を実施する事業者は、価格面のみならず専門的な知識やノウハウ（プラント建設の技術力、維持管理・運営能力、脱水ケーキの活用能力、資金調達能力等）を有することが求められること及び選定にあたって競争性及び透明性を確保する必要があることから、総合評価一般競争入札方式を採用した。

優秀提案の審査は、「1 資格審査」、「2 事業提案審査」の2段階で実施した。このうち、事業提案審査は、応募者の提案内容が県企業庁の求める要件を満たしていることを確認する基礎審査と、定量的に評価し得点化する定量化審査に分けて行った。

落札者決定基準は、本審査会における審議結果に基づき県企業庁が決定し、入札公告時に公表した。

定量化審査の審査項目は、サービス購入料に関する事項、事業の安全性に関する事項、設計・建設及び施設能力に関する事項、排水処理業務に関する事項、脱水ケーキの再生利用に関する事項、環境配慮に関する事項及び提案全般に関する総合的評価の7項目を設定した。

評価方式は、加算方式とし、配点については次のとおりとした。（詳細については、別紙2「寒川浄水場排水処理施設特定事業 落札者決定基準の概要」を参照）

〔評価と配点（100点満点）〕

審査項目	項目数	配点
サービス購入料に関する事項	1項目	70.00点
事業の安全性に関する事項	7項目	5.50点
設計・建設及び施設能力に関する事項	6項目	4.75点
排水処理業務に関する事項	10項目	6.00点
脱水ケーキの再生利用に関する事項	8項目	6.50点
環境配慮に関する事項	9項目	5.00点
提案全般に関する総合的評価	3項目	2.25点
合計	44項目	100.00点

評価式 = + + + + + +

審査結果

1 資格審査

平成15年6月4日・5日の両日に参加表明書及び参加資格確認申請書の受付を行ったところ、表1「寒川浄水場排水処理施設特定事業入札参加者（グループ）一覧」のとおり、3事業者（グループ）の参加表明があり、資格審査を行った。

資格審査の結果、申請のあったすべての事業者（グループ）は、表2の「参加資格要件」を満たしていた。（以下、個別の事業者（グループ）名は表1左端のグループ番号で表記する。例：月島・富士・電源開発・日造グループ グループ2。なお、単独で申請のあった事業者についても、グループとして表記する。）

表1 寒川浄水場排水処理施設特定事業入札参加者（グループ）一覧

グループ番号	事業者（グループ）名	代表企業	構成企業
1	大成建設株式会社横浜支店 （単体企業による参加）		
2	月島・富士・電源開発・日造グループ	月島機械株式会社	月島機械(株) 富士電機システムズ(株) 電源開発(株) 日立造船(株) 月島テクノサービス(株)
3	荏原グループ	株式会社荏原製作所横浜支店	(株)荏原製作所横浜支店 荏原エンジニアリングサービス(株)横浜支店

表2 参加資格要件

<p>構成員の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと ・ 県の指名停止措置を受けていないこと。 なお、審査会において、優秀提案を選定するまでの間において、応募者が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限、または、県の指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には選定しない。 ・ 本事業に係るアドバイザー業務に関与していないこと。 ・ 入札参加資格の確認基準日（以下「確認基準日」という。）において、債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続き開始決定がなされていない者であること。 ・ 確認基準日において、事業税及び消費税を滞納していない者であること。 ・ 確認基準日前2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者でないこと。ただし、会社更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てを行った者が、更正計画の開始決定又は再生計画の開始決定を受けた後、再度の競争入札参加資格申請を行い、競争入札参加資格認定を受けたときを除く。
--

2 事業提案審査

(1) 入札

入札には資格確認を行った3グループから応札及び事業提案書の提出があった。

まず、入札価格が入札予定価格(消費税抜き)17,220,743,000円の範囲内であるか、7月25日の入札時(事業提案書提出時)に開札を行い、確認を行った。その結果、3グループともすべて、入札予定価格(消費税抜き)の範囲内であった。

(表3「入札価格」参照)

(入札価格、入札予定価格には、物価変動率は含まれていない。)

表3 入札価格

グループ番号	入札価格	入札価格/入札予定価格(消費税抜き)
1	14,059,283,560円	81.64%
2	14,304,631,312円	83.07%
3	14,812,228,237円	86.01%

入札予定価格(消費税抜き) 17,220,743,000円

入札予定価格(消費税込み) 17,995,003,000円

(2) 基礎審査

各グループの提案内容が、設計建設業務・維持管理運営業務・脱水ケーキの再生利用業務・上澄水返送業務、事業シミュレーション、事業遂行能力のそれぞれにおいて、入札説明書等(「業務要求水準書」及び「落札者決定基準」)に示す県企業庁の求める要求水準を満たしているかどうか、内容確認を行った。

その結果、3グループとも要件を満たしており、事業実施は可能であると判断した。

(別紙3「寒川浄水場排水処理施設特定事業 提案審査結果総括表」参照)

(3) 定量化審査

定量化審査の項目(サービス購入料に関する事項、事業の安全性に関する事項、設計・建設及び施設能力に関する事項、排水処理業務に関する事項、脱水ケーキの再生利用に関する事項、環境配慮に関する事項、提案全般に関する総合的評価)について、100点満点で評価を行った。

審査にあたっては、「サービス購入料に関する事項」など提案数値の比較により得点化の方法が定められているもの及び「提案全般に関する総合的評価」を除き、内容に応じ2~5段階で評価を行った。

(段階評価の方法)

- ・2段階評価 下記のA又はEの2段階で点数化
- ・3段階評価 下記のA、C又はEの3段階で点数化
- ・5段階評価 下記のA~Eの5段階で点数化

評価内容		得点化の方法
A	当該項目に関して特に優れている	当該項目の配点×100%
B	AとCの中間程度	当該項目の配点×75%
C	当該項目に関して優れている	当該項目の配点×50%
D	CとEの中間程度	当該項目の配点×25%
E	当該項目に関して優れているとは言えない	当該項目の配点×0%

(段階評価の基本的考え方)

- ・絶対評価を基本とした。
- ・具体性がないもの、効果が認められないもの及び付加的な価値が認められないものについては加点せず、E評価とした。
- ・優れた提案であっても、評価項目ごとに指定した様式に記載のないものは審査の対象外とした。

サービス購入料に関する事項

サービス購入料の総額(入札価格)については、70点を配点した。

点数化にあたっては「サービス購入料の総額」が第1位(最も低い価格で入札したものの)のグループを満点(100%)とし、次順位以下は「サービス購入料の総額」の比率で評価し、加点を行った。

なお、得点は、小数点以下第4位を四捨五入した。

入札の結果、グループ1が第1位で満点の70.000点となり、第2位はグループ2の68.799点、第3位がグループ3の66.442点であった。

事業の安全性に関する事項

<評価項目>

「事業の安全性に関する事項」については、5.50点を配点し、次の7項目について、評価を行った。

ア 長期安定性の実現(3項目)

- (1) 確実性の高い資金調達計画となっているか(0.50点 3段階)
- (2) 事業期間を通じて、事業を確実に遂行していくに足るだけの資金計画となっているか(1.50点 5段階)
- (3) 組織運営体制が優れているか(0.50点 3段階)

イ 事業期間中におけるリスクへの対応(2項目)

- (4) 民間に移転されるリスクが適切に分担され、具体的な対応策が検討されているか(1.50点 5段階)
- (5) リスク分担に対応した保険が付保されているか(0.50点 3段階)

ウ 破綻時の対応（1項目）

（6）事業期間を通じて破綻時にも金融機関への元利金残高の返済が滞らない計画となっているか（0.50点 2段階）

エ 事業の継続性（1項目）

（7）資金面において特定目的会社への出資企業の事業継続に対するモチベーションの維持が図られているか（0.50点 3段階）

<評価基準と審査結果>

「（1）確実性の高い資金調達計画となっているか」

資金調達計画の内容を確認し、検討の熟度が高く、資金調達の目途がたっていること、金融の専門家である金融機関やファイナンシャル・アドバイザー（FA）により提案内容がチェックされていることを評価し、以下の3段階で加点を行った。

「A：提案内容のチェックが適切に行われ、資金調達の確実性が非常に高い」

「C：提案内容のチェックがなされ、資金調達の確実性が高い」

「E：資金調達の確実性において優れているとは言えない」

具体的には、資金提供者との協議が進んでいるか、資金提供者の目途（幹事行、融資団の組成、債権引受先等）がたっているか、貸出条件が明記されその内容に問題ないか、調達金利が明記されその根拠が適切か、金融機関やFAのチェックを受けておりその金融機関名やFAが明記されているか、を評価基準とした。

審査の結果、3グループすべてについて、資金調達の確実性が非常に高いと判断し、A評価とした。

「（2）事業期間を通じて、事業を確実に遂行していくに足るだけの資金計画となっているか」

資金調達計画の内容を確認し、収支計画の内容が適切であるか、キャッシュフローの内容が適切であるか、不測の事態に対応するため、事業全体を通してキャッシュにゆとりがあるかを評価し、以下の5段階で加点を行った。

「A：収支計画及びキャッシュフローの内容が適切であり、借入返済準備金が適切に見込まれており、かつそれ以外のキャッシュのゆとりが年間サービス購入料の半年分程度ある」

「B：収支計画及びキャッシュフローの内容が適切であり、借入返済準備金が適切に見込まれており、かつそれ以外にもキャッシュのゆとりがある」

「C：収支計画及びキャッシュフローの内容が適切であり、借入返済準備金が適切に見込まれている」

「D：収支計画及びキャッシュフローの内容が適切である」

「E：収支計画及びキャッシュフローの内容が不適切である」

なお、キャッシュのゆとりについては、株主等による追加出資、劣後ローン、株主等の信用力による運転資金枠の設定、配当部分の一部積み立て、予備費を含めた資金調達、その他によりどの程度のキャッシュリザーブが用意されているかを評価基準とした。

審査の結果、いずれのグループにおいても収支計画及びキャッシュフローの内容は適切で、借入返済準備金も適切に見込まれており、さらにグループ1及びグループ2についてはサービス購入料の半年分程度のキャッシュの余裕があると判断し、A評価とした。グループ3についてはサービス購入料の半年分程度までは届かなかったもののある程度キャッシュの余裕があると判断し、B評価とした。

「(3) 組織運営体制が優れているか」

組織運営体制の内容を確認し、適切な組織運営体制が確保されているか、特に優れた工夫がなされているかを評価し、以下の3段階で加点を行った。

「A：適切な組織運営体制が確保され、特に優れた工夫が認められる」

「C：適切な組織運営体制が確保されている」

「E：組織運営体制について優れているとは言えない」

具体的には、SPCの従業員、総括責任者、施設管理主任者、業務主任者等が明確になっているか、連絡体制が確立されているか、SPCの役割に応じた適切な人員が配置されているかを評価基準とした。

審査の結果、3グループすべてが適切な組織運営体制を確保しているものの、特に優れた工夫はないと判断し、C評価とした。

「(4) 民間に移転されるリスクが適切に分担され、具体的な対応策が検討されているか」

提案の内容を確認し、保険での対応や予備費での対応を除きSPCにリスクが残っていないか、移転されたリスクの分担者及び対応策が具体的かつ適切であるか、を評価し、以下の5段階で加点を行った。

「A：重要リスク及びその他リスクともにその分担者及び対応策が具体的かつ適切であり、特に優れた工夫がある」

「B：重要リスク及びその他リスクともにその分担者及び対応策が具体的かつ適切であり、優れた工夫がある」

「C：重要リスク及びその他リスクともにその分担者及び対応策が具体的かつ適切である」

「D：重要リスクの分担者及び対応策が具体的かつ適切である」

「E：重要リスクの分担者及び対応策が具体的かつ適切とは言えない、もしくは移転されたリスクがSPCに残っている」

審査の結果、3グループすべての提案が移転されたリスクの分担者及び対応策が具体的かつ適切であると認められたが、グループ3についてはリスク項目を詳細化するとともにすべてのリスクに対する軽減・回避策が提案されており、より完成度の高い提案内容であることから特に優れた工夫と判断し、A評価とした。また、グループ1については特定事業契約書(案)の規定との整合を図りながら検討されていることや一部であるがリスクの軽減策も検討されていることから優れた工夫と判断し、B評価とした。グループ2については優れた工夫は認められなかったため、C評価とした。

「(5) リスク分担に対応した保険が付保されているか」

提案の内容を確認し、保険内容が具体的に明記されており、補償内容が適切であるか、特に優れた工夫が見られるかを評価し、以下の3段階で加点を行った。

「A：保険の内容が具体的で補償内容が適切であり、特に優れた工夫がある」

「C：保険の内容が具体的であり、補償内容が適切である」

「E：保険の内容が具体的ではない、または補償内容が充分とは言えない」

審査の結果、グループ1及び3ともに保険の内容が具体的で補償内容も適切と認められたが、保険内容としては一般的なものであり特に優れた工夫は認められず、C評価とした。グループ2については保険の内容が具体的で補償内容も適切と認められ、さらに、特に補償金額や補償範囲が充実している保険が付保されていることから、特に優れた工夫があると認められるものとして、A評価とした。

「(6) 事業期間を通じて破綻時にも金融機関への元利金残高の返済が滞らない計画となっているか」

資金計画の内容を確認し、資金調達のうち、出資及び株主劣後ローンの占める割合が10%以上か、各期ごとにサービス購入料の残高(元金)の90%で外部借入金(元本)の返済が可能か、各期のサービス購入料(初期投資相当分/元金+利息)の90%で優先ローンの元利金の返済が可能か、を評価し、以下の2段階で加点を行った。

「A：上記 から のすべての基準を満たしている」

「E：上記 から のいずれかの基準を満たしていない」

審査の結果、優先ローン残高がサービス購入料残高の90%を超える期があるグループ1を除き、グループ2及びグループ3をA評価として加点した。

「(7) 資金面において特定目的会社への出資企業の事業継続に対するモチベーションの維持が図られているか」

資金計画の内容等を確認し、出資割合と役割分担とのバランスがとれているか、資金回収におけるモチベーション維持の工夫があるか、その他の工夫があるかを評価

し、以下の3段階で加点を行った。

「A：モチベーション維持への優れた工夫が図られている」

「C：モチベーション維持への工夫が図られている」

「E：モチベーション維持のための特段の工夫がみられない」

審査の結果、3グループすべてが出資割合と役割分担のバランスが適切であり、配当抑制など資金面で一定の工夫が図られていたが、特に優れた工夫はないと判断し、C評価とした。

事業の安全性に関する事項については、グループ3が第1位で5.50満点中4.375点、グループ2が4.250点、グループ1が3.875点で、平均点は4.167点であった。

設計・建設及び施設能力に関する事項

<評価項目>

「設計・建設及び施設能力に関する事項」については、4.75点を配点し、次の6項目について、評価を行った。

ア 排水処理業務の安全性・確実性（2項目）

（1）総合排泥池、濃縮槽等既存構築物の改良・増強、機械設備の設置等により受入・排水処理・返送業務の信頼性が向上しているか（1.50点 5段階評価）

（2）監視、制御システム等電気計装設備の工夫により受入・排水処理・返送業務の信頼性が向上しているか（1.50点 5段階評価）

イ 建築計画における次期更新への配慮（3項目）

（3）ゾーニング計画及び動線計画において次期更新への配慮が優れているか（0.50点 3段階評価）

（4）機器の搬出入に対して構造計画が優れているか（0.50点 3段階評価）

（5）維持管理が容易な建物の構造、仕様となっているか（0.25点 2段階評価）

ウ 神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映（1項目）

（6）会議室、休憩室、更衣室、食堂、洗車装置等が設置されているか（0.50点 2段階評価）

<評価基準と審査結果>

「（1）総合排泥池、濃縮槽等既存構築物の改良・増強、機械設備の設置等により受入・排水処理・返送業務の信頼性が向上しているか」

提案の内容を 受泥や貯泥に関する工夫、濃縮に関する工夫、その他既存濃縮施設の工夫の3つの視点で評価し、加点を行った。

「（2）監視、制御システム等電気計装設備の工夫により受入・排水処理・返送業務の信頼性が向上しているか」

提案の内容を 受変電設備、動力設備の工夫、 計装設備の工夫、 監視制御設備の工夫、 その他電気計装設備の工夫の4つの視点で評価し、加点了を行った。

「(3)ゾーニング計画及び動線計画において次期更新への配慮が優れているか」

提案の内容を 脱水機、乾燥機等大型機器の更新に関するゾーニング及び動線が具体的か、 その他建築計画において次期更新工事に対する優れた配慮があるかの視点で評価し、加点了を行った。

「(4)機器の搬出入に対して構造計画が優れているか」

提案の内容を 脱水機棟内の大型機器の搬出入に関する搬出入口や棟内の移動方法の工夫、 その他建築計画において大型機器の搬出入に関する優れた配慮があるかの視点で評価し、加点了を行った。

「(5)維持管理が容易な建物の構造、仕様となっているか」

提案の内容を、内部・外部仕上げについて維持管理を容易にする工夫がなされているかという視点で評価し、加点了を行った。

「(6)会議室、休憩室、更衣室、食堂、洗車装置等が設置されているか」

提案の内容を、例示した施設がそれぞれ有効に機能するように設置されているかという視点で評価し、加点了を行った。

審査の結果、グループ2が第1位で3.00点であり、第2位はグループ3の2.75点、グループ1は0.75点で、平均点は2.17点であった。

グループ2は、排泥の受入号池の選択を可能とするなどの改良やCPU、ハードディスクの二重化、24時間監視システムの採用が排水処理業務の安全性・確実性の面で評価されるとともに、加圧脱水機及び乾燥機の将来スペースを設けたことが建築計画における次期更新への配慮の面でも評価された。

グループ3は、配電系統の2回線化、受変電設備の屋内設置及び動力制御回路のブロック化等の受変電設備、動力設備の工夫や無停電化、変換機類の統一化等の計装設備の工夫が監視、制御システム等電気計装設備の工夫の面で高く評価されたが、既存構築物の改良・増強等の項目であまり高い評価を得ることができなかった。

グループ1は、維持管理の容易さや神奈川県産業廃棄物中間処理指針の反映については評価されたが、その他の項目においては、具体性がなく、特に優れた工夫があると認められず、評価を得ることができなかった。

排水処理業務に関する事項

<評価項目>

「排水処理業務に関する事項」については、6.00点を配点し、次の10項目について、評価を行った。

ア 汚泥の受入・排水処理業務計画（2項目）

（1）きめ細かな汚泥の受入、排水処理計画が策定されているか（0.50点 3段階評価）

（2）汚泥性状（強熱減量、AL/T比、粒度分布等）の変動に対応するため脱水システム等に運営面での工夫がなされているか（1.00点 3段階評価）

イ 上澄水質管理計画（1項目）

（3）既存施設の改良や増強及び機械設備・電気計装設備の工夫等により、きめ細かな上澄水質管理計画が策定されているか（1.00点 5段階評価）

ウ 維持管理・運営に関する計画、実施体制（3項目）

（4）維持管理計画において故障等を未然に防ぐよう考慮されているか（0.50点 3段階評価）

（5）維持管理・運營業務について実績が豊富であるか（0.25点 2段階評価）

（6）汚泥量の管理方法の工夫により、汚泥の受入業務、上澄水の返送業務の安全性・確実性が向上しているか（0.50点 3段階評価）

エ 維持管理・運営に関するバックアップ体制（1項目）

（7）維持管理・運営に関するバックアップ体制が確立しているか（0.50点 2段階評価）

オ 非常時の対応計画（1項目）

（8）故障時・非常時における維持管理・運營業務について対応策が計画されているか（0.50点 3段階評価）

カ 保安体制（1項目）

（9）未然に事故を防ぐための工夫がなされているか（0.25点 2段階評価）

キ 排水処理業務全般（1項目）

（10）排水処理業務全体としてのバランスが良く、総合的に優れているか（1.00点 5段階評価）

<評価基準と審査結果>

「（1）きめ細かな汚泥の受入、排水処理計画が策定されているか」

提案の内容を 詳細な受入、排水処理計画が策定されているか、 計画が具体的かつ効果が大きいかという視点で評価し、加点を行った。

「（2）汚泥性状（強熱減量、AL/T比、粒度分布等）の変動に対応するため脱水システム等に運営面での工夫がなされているか」

提案の内容を 汚泥性状の変動への適応性、 実験に基づく脱水システムの検討、 その他の工夫の3つの視点で評価し、加点を行った。

「（３）既存施設の改良や増強及び機械設備・電気計装設備の工夫等により、きめ細かな上澄水質管理計画が策定されているか」

提案の内容を 水質向上に関する工夫、濁度上昇時の回避策、その他の工夫の3つの視点で評価し、加点を行った。

「（４）維持管理計画において故障等を未然に防ぐよう考慮されているか」

提案の内容を 有効な予防保全技術が提案されているか、有効な予防保全技術が活用されているかという視点で評価し、加点を行った。

「（５）維持管理・運營業務について実績が豊富であるか」

提案の内容を、浄水場又は下水処理場の排水処理施設の運転管理実績の有無という視点で評価し、加点を行った。

「（６）汚泥量の管理方法の工夫により、汚泥の受入業務、上澄水の返送業務の安全性・確実性が向上しているか」

提案の内容を、汚泥量等各種データ計測方法に工夫が見られるか、管理データを業務に適切に反映させているかという視点で評価し、加点を行った。

「（７）維持管理・運営に関するバックアップ体制が確立しているか」

提案の内容を、運転管理業務のバックアップ体制が具体的に計画されているかという視点で評価し、加点を行った。

「（８）故障時・非常時における維持管理・運營業務について対応策が計画されているか」

提案の内容を、故障、風水害対策、その他災害への対策の2つの視点で評価し、加点を行った。

「（９）未然に事故を防ぐための工夫がなされているか」

提案の内容を、誤作動、労務災害及び防犯面での対策が具体的かつ有効か、という視点で評価し、加点を行った。

「（１０）排水処理業務全体としてのバランスが良く、総合的に優れているか」

提案の内容を、濃縮・脱水・上澄水返送工程の関連性、運転計画と維持管理計画のバランス・整合性、という視点で評価し、加点を行った。

審査の結果、グループ2が第1位で5.50点であり、第2位はグループ3の4.50点、グループ1は2.75点で、平均点は4.25点であった。

グループ2は、2ユニットの高速繊維ろ過装置の設置や自動通報装置の活用など排水処理業務に関する10項目のほぼすべての項目について高く評価された。

グループ3は、機器台帳システムの活用や監視室と24時間遠隔監視センターでの二重監視など維持管理・運営に関する計画、実施体制の面で高く評価をされたが、汚泥の受入・排水処理業務計画及び上澄水質管理計画において、あまり高い評価を得ることができなかった。

グループ1は、維持管理・運營業務の実績やバックアップ体制、保安体制については高く評価されたが、その他の項目においては、高い評価を得ることができなかった。

脱水ケーキの再生利用に関する事項

<評価項目>

「脱水ケーキの再生利用に関する事項」については、6.50点を配点し、次の8項目について、評価を行った。

なお、得点は各項目ごとに小数点以下第4位を四捨五入した。

ア 再生利用先の受入体制、バックアップ体制（5項目）

- (1) 脱水ケーキの再生利用先の受入可能量に余裕があるか（0.50点 2段階評価）
- (2) 脱水ケーキの再生利用業務において、受入先から受入表明書等を取得しているか（1.00点 受入表明書の受入量の比較）
- (3) 当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか（1.00点 受入保証量の比較）
- (4) 脱水ケーキの受入事業者が複数あり、1社が受入不能に陥っても他の受入事業者がカバーする等の対策が講じられているか（1.00点 受入可能量の比較）
- (5) 受入表明書を提出している脱水ケーキの再生利用先の実績が豊富であるか（1.00点 3段階評価）

イ 脱水ケーキの再生利用計画における用途拡大（2項目）

- (6) 脱水ケーキの形状、粒度分布、硬度、水分等の調整をきめ細かく行うなど、品質管理が優れているか（0.50点 3段階評価）
- (7) 活性炭混入時等における再生利用方法が具体的に計画されているか（0.50点 3段階評価）

ウ 再生利用業務の安全性・安定性（1項目）

- (8) その他安定的に再生利用を行う上で有効な提案がなされているか（1.00点 3段階評価）

<評価基準と審査結果>

「(1) 脱水ケーキの再生利用先の受入可能量に余裕があるか」

提案された脱水ケーキの再生利用先の受入可能量の合計が、浄水場で発生する最大固形

物量である年間 7,000t-ds 以上であるかという視点で評価し、加点を行った。

「(2) 脱水ケーキの再生利用業務において、受入先から受入表明書等を取得しているか」

再生利用先からの脱水ケーキの受入表明書記載の受入量が、浄水場で発生する最大固形物量である年間 7,000 t-ds 以上であるかという視点で評価し、加点を行った。

「(3) 当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか」

株主企業による脱水ケーキの受入保証量が、浄水場で発生する最大固形物量である年間 7,000 t-ds 以上であるかという視点で評価し、加点を行った。

「(4) 脱水ケーキの受入事業者が複数あり、1社が受入不能に陥っても他の受入事業者がカバーする等の対策が講じられているか」

提案された再生利用先のうち、受入可能量が最も多い事業者以外の受入先の受入可能量の合計で評価し、加点を行った。

「(5) 受入表明書を提出している脱水ケーキの再生利用先の実績が豊富であるか」

受入表明書を提出している再生利用先の再生利用実績を評価し、加点を行った。

「(6) 脱水ケーキの形状、粒度分布、硬度、水分等の調整をきめ細かく行うなど、品質管理が優れているか」

提案の内容を、品質調整、用途拡大に向けた検討という2つの視点で評価し、加点を行った。

「(7) 活性炭混入時等における再生利用方法が具体的に計画されているか」

提案の内容を、活性炭混入時における再生利用先の確保、活性炭の混入した脱水ケーキと混入していない脱水ケーキの別系統処理の可否という2つの視点で評価し、加点を行った。

「(8) その他安定的に再生利用を行う上で有効な提案がなされているか」

提案の内容を、一時保管場所の確保など、安定的に再生利用を行う上での工夫があるかという視点で評価し、加点を行った。

審査の結果、グループ3が第1位で 5.00 点であり、第2位はグループ2の 4.75 点、グループ1は 4.50 点で、平均点は 4.75 点であった。

3グループともに、浄水場で発生する最大固形物量である年間 7,000 t-ds を超える再生利用先を確保しており、全般的に高い得点となった。

また、グループ3については脱水ケーキの一時保管場所を確保していること、グループ

2については活性炭が混入した汚泥を濃縮・脱水系統で区分して処理することができる施設となっていることを評価し、加点を行った。

環境配慮に関する事項

<評価項目>

「環境配慮に関する事項」については、5.00点を配点し、次の9項目について、評価を行った。

なお、得点は各項目ごとに小数点以下4桁を四捨五入した。

ア 神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の反映（3項目）

（1）搬送設備を密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか（0.50点 2段階評価）

（2）場内ケーキ貯蔵設備にホッパ等を採用して密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか（0.50点 2段階評価）

（3）臭気の除外設備が設置されているか（0.50点 2段階評価）

イ 周辺環境への配慮（2項目）

（4）建設期間中に、排出ガス抑制やSPM（浮遊粒子状物質）対応の建設機械等を導入しているか（0.50点 3段階評価）

（5）建設時及び維持管理・運営期間中における交通安全等への対応が優れているか（0.50点 3段階評価）

ウ 地球環境に対する負荷軽減対策（3項目）

（6）燃料、水道の使用量が少ない施設計画となっているか（1.00点 使用量の比較により評価）

（7）二酸化炭素、窒素酸化物の排出量が少ない施設計画となっているか（1.00点 排出量の比較により評価）

（8）植樹地率を20%以上確保しているか（0.25点 植樹地率により評価）

エ その他環境に対する配慮（1項目）

（9）その他環境に対して配慮しているか（0.25点 3段階評価）

<評価基準と審査結果>

「（1）搬送設備を密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか」
搬送設備における悪臭、飛散対策を評価し、加点を行った。

「（2）場内ケーキ貯蔵設備にホッパ等を採用して密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策が講じられているか」

場内ケーキ貯蔵設備に対する悪臭、飛散対策を評価し、加点を行った。

「（3）臭気の除去設備が設置されているか」
臭気の除去設備の設置状況を評価し、加点を行った。

「(4) 建設期間中に、排出ガス抑制やS P M (浮遊粒子状物質) 対応の建設機械等を導入しているか」

建設期間中における排出ガス抑制機種又はS P M対応機種の建設機械等の導入計画を評価し、加点を行った。

「(5) 建設時及び維持管理・運営期間中における交通安全等への対応が優れているか」

交通安全等に対して 建設期間中及び維持管理・運営期間中の配慮、 地域特性への配慮、の2つの視点で評価し、加点を行った。

「(6) ~ (8) 燃料使用量、水道使用量、二酸化炭素排出量、窒素酸化物排出量、植樹地率」

燃料・水道使用量及び地球温暖化ガス排出量が最小となる提案を満点とし、次順位以下は燃料使用量及び地球温暖化ガス排出量の比率で評価し、加点を行った。

植樹地率については、21%以上の提案を評価し、25%以上を満点とした。

「(9) その他環境に対して配慮しているか」

提案の内容を、 その他環境への配慮について具体的かつ有効な提案があるか、 排水処理業務への有効性があるかという2つの視点で評価し、加点を行った。

審査の結果、グループ2が第1位で3.762点であり、第2位はグループ1の3.736点、グループ3は2.650点で、平均点は3.383点であった。

3グループともに、神奈川県産業廃棄物中間処理指導指針の求める悪臭、飛散対策等が適切に講じられており、加点を行った。

また、グループ2については、S P M対応機種の導入が具体的に提案されていたこと及び寒川神社への参拝客や町営プールへの来客にも配慮した交通安全対策が高く評価された。

グループ1については、地球温暖化ガスの排出量や排水処理施設での雨水利用が評価された。

グループ3については、水道使用量等で評価を得たものの、S P M対応の建設機器等の導入等で具体性に欠けており、評価が得られなかった。

提案全般に関する総合的評価

< 評価項目 >

「提案全般に関する総合的評価」については、2.25点を配点し、次の3項目について、評価を行った。

- ア 事業の安全性に関する総合的評価（0.75点）
- イ 設計・建設面に関する総合的評価（0.75点）
- ウ 維持管理・運営面に関する総合的評価（0.75点）

< 評価基準と審査結果 >

「（１）事業の安全性に関する総合的評価」

提案全体として、事業の安全性に関して優れた提案を評価し、加点を行った。

「（２）設計・建設面に関する総合的評価」

提案全体として、設計・建設面に関して優れた提案を評価し、加点を行った。

「（３）維持管理・運営面に関する総合的評価」

提案全体として、維持管理・運営面に関して優れた提案を評価し、加点を行った。

審査の結果、グループ2が第1位で1.375点であり、第2位はグループ3の0.750点、グループ1は0.125点で、平均点は0.750点であった。

グループ2については、事業の安全性の面で金融機関からの融資確約書やSPCと業務担当企業との各種契約書案等が添付されていることなど、設計・建設面では脱水ケーキの乾燥機供給量の均一化や脱水ケーキの場内貯留可能量が十分確保されていることなど、維持管理・運営面では、脱水ケーキの再生利用に関して、当初予定していた受入先が受入困難となった場合に、株主企業が再生利用の受入先の新規開拓を行うという提案がなされていることを総合的に評価した。

グループ3については、設計・建設面では建築計画における騒音・振動・臭気対策を、維持管理・運営面では脱水ケーキの再生利用に関して、当初予定していた受入先が受入困難となった場合に、株主企業が再生利用の受入先の新規開拓を行うという提案がなされていることを総合的に評価した。

グループ1については、維持管理・運営面において、脱水ケーキ運搬中の飛散防止策が有効である点を総合的に評価し、加点を行った。

定量化審査の結果、グループ1は85.736点、グループ2は91.436点、グループ3は86.467点となり、第1位のグループ2を優秀提案として選定した。

総評

寒川浄水場排水処理施設特定事業における事業者の選定は、県企業庁としては、地方自治法施行令に基づく総合評価一般競争入札方式の選定手続によるはじめての事例となった。

選定にあたり重要となる落札者決定基準の作成にあたっては、透明性、公平性を確保するため、可能な限り審査基準の定量化に努めた。

また、審査にあたっては、公平な視点から評価できるように、具体的なグループ名や企業名を伏せて審査を行い、応募者の匿名性に配慮した。

基礎審査では、新施設の設計・建設業務や排水処理施設の維持管理・運營業務並びに脱水ケーキの再生利用業務において県企業庁があらかじめ定めた「業務要求水準書」の要求水準を満たしているかどうかの確認を行った。あわせて、事業シミュレーション内容が県企業庁の求める前提条件を正しく反映させているか、資力・信用力・債務返済能力の事業遂行能力が要件を満たしているかの確認を行った。

その結果、3グループとも要件を満たしており、事業実施は可能であると判断した。

定量化審査における落札者決定基準は、県企業庁が「快適な生活と社会活動を支えるため、水源の確保や水道施設を整備するとともに災害に強い水道づくりに努め、安全で良質な水を安定的に供給すること、また、常に経済性を発揮するとともに、効率的な水道事業の経営を目指す」ことを経営理念としていることから、「サービス購入料に関する事項」（入札価格）を中心とする一方で、本件排水処理施設が浄水工程の一部を担う施設で、水道水の安定供給にとって極めて重要な施設であることを踏まえ、一定の配点枠の中であっても、事業の安全性、排水処理施設的能力及び維持管理・運営、脱水ケーキの再生利用、環境配慮など民間事業者の専門性やノウハウを活用できるよう評価項目の設定、個々の評価項目の配点にあたっては、その重要性、難易度、費用等を総合的に判断し、設定した。

定量化審査においては「サービス購入料に関する事項」（入札価格）が審査に与える影響を考慮し、まず当該項目を除く審査項目について評価したうえで、「サービス購入料に関する項目」（入札価格）を確認し、その評価点を加えて総合得点を出すこととして、各審査項目の適切な審査を行った。

「サービス購入料に関する事項」では、第1位のグループ1（入札価格：14,059,283,560円、得点70点）と第3位のグループ3（入札価格：14,812,228,237円、得点66.442点）の差は、価格で752,944,677円、得点で3.558点と比較的小さな範囲に

とどまった。この理由としては、グループ1は新設施設等の建設費を他の2グループの約3分の2程度に抑えたものの、人件費等の維持管理・運営費が他のグループより若干高かったため、20年間トータルのサービス購入料としては価格に大きな差が生じなかったことが考えられる。

「サービス購入料に関する事項」（入札価格）以外の審査項目については、各グループとも専門的な知識やノウハウが生かされた提案となっていたが、それぞれの評価項目に対応する提案内容の具体性や検討の熟度が得点の差となって現れた。特に、「設計・建設及び施設能力に関する事項」、「排水処理業務に関する事項」といった水道水を安定的に供給する上で非常に重要であり、かつ配点も高い2項目においては、グループ2及びグループ3は具体的かつ詳細な検討を行った結果、高得点を得ており、グループ1との点差が開いた結果となった。得点化の結果、第1位のグループ2は30.0点満点で22.637点、第2位のグループ3は20.025点、第3位のグループ1は15.736点で第1位とは6.901点の差となった。

本審査会の審査結果としては、グループ2が優秀提案に選定されたが、その主な要因は、「サービス購入料に関する事項」（入札価格）ではグループ1に次いで第2位であり、それ以外の評価項目においても十分な検討、細部にわたる配慮がなされ万遍なく得点した点であろう。

グループ3は、「事業の安全性に関する事項」及び「脱水ケーキの再生利用に関する事項」では優秀提案に選定されたグループ2より高い評価を得るほか、「設計・建設及び施設能力に関する事項」や「排水処理業務に関する事項」でも得点しているが、「サービス購入料に関する事項」及び「環境配慮に関する事項」の得点が低かったため、総合得点においてはグループ2に及ばず、第2位であった。

グループ1は、「サービス購入料に関する事項」では第1位となったものの、その他の評価項目では十分な得点ができず、総合得点では第3位という結果に終わった。

今回の審査結果は、価格のみではなく、水道事業における排水処理業務の重要性を認識し、既存濃縮施設と新設施設を合わせて維持管理・運営することや、天候や季節により汚泥の処理量や処理性が大きく変動することなど様々な制約があるなかで如何に排水処理業務の安全性・安定性を向上させるか、脱水ケーキの再生利用という未成熟の市場において、如何に安定的に再生利用業務を継続していくか、省エネルギー、地球温暖化ガスの発生抑制等地球環境への負荷の低減、住環境、地域特性への配慮といった周辺環境の保全等の要素を総合的に評価することが必要であることから、総合評価一般競争入札を適用した趣旨が反映されたものであると考えている。

また、本件事業では、特定事業契約書（素案）の早期公表や「意見交換会」及び「事業者ヒアリング」の開催など従来の手続きにはない新しい試みを実施することにより、提案者の事業に対する深い理解が得られ、提案での創意工夫に生かされたものと考えているが、今後も事業者選定手続きをより良いものにしていくための試みが、さらに必要と考える。

本件事業は、排水処理施設の設計・建設、維持管理・運営、さらに脱水ケーキの再生利用という浄水場排水処理業務を一体の業務とした我が国初のPFI事業と思われるが、この事業を検証することにより、今後の新たな分野におけるPFI事業推進の一助としていただけることを期待したい。

神奈川県 P F I 事業者選定審査会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県が実施する P F I 事業に関する事業者の選定及び事業推進に関する意見聴取を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第 2 条 神奈川県が実施する P F I 事業に関する事業者を、競争性、公正性、透明性を確保して選定するため、神奈川県 P F I 事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(審査会の業務)

第 3 条 審査会は、P F I 事業者の選定に関する次の事項を所掌する。

(1) 事業者の選定に関する事項

- ア 事業者選定方式の検討・意見表明
- イ 事業者決定基準の検討・作成
- ウ 応募書類の審査、評価
- エ 優秀提案者の選定
- オ 知事への優秀提案者選出の報告

(2) その他 P F I 事業推進に関する意見聴取

- ア 実施方針の検討
- イ 特定事業の選定・V F M の検証
- ウ 募集要項の検討

2 事業者の選定方式として総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験者の意見聴取手続を兼ねるものとする。

(組織)

第 4 条 審査会は、学識経験者及び県職員を委員とする組織とし、委員は常任の委員及び事業に応じて選任する委員で構成する。

(1) 常任の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- ア 学識経験者 P F I 手法及び P F I 事業に係る金融実務に精通した学識経験者の中から知事が委嘱する者
- イ 県職員 総務部次長、総務部参事（県有施設担当）

(2) 事業に応じて選任する委員は、次に掲げる者をもって充てる。

ア 学識経験者 当該 P F I 事業の事業内容、建築及び設備の分野に精通した学識経験者、地元自治体の関係者などの中から知事が委嘱する者

イ 県職員 事業担当部局長又は次長等

- (3) 常任の委員の任期は2年とし、再任することができる。なお、任期末において事業者選定のための審査を継続している事業があるときは、当該事業にかかる審査が終了するまでの間は任期を延長できるものとする。
 - (4) 審査会として事業者選定のための審査を実施している間において、委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、知事は新たな委員を委嘱することができるものとする。
- 2 委員長は、常任委員のうちから P F I 手法に精通した学識経験を、副委員長には委員長が指名する学識経験者の委員をもって充てる。
 - 3 委員は、事案について適正な審査が行える人数とし、奇数名とする。また、委員のうち過半数は学識経験者とする。
 - 4 委員長は、審査会の会務を総括する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 審査会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、当該事案に関する入札に参加してはならない。
委員が当該事案に関する入札に参加したことが判明したときは、審査会は委員が関与した応札者の入札を選考対象外とするものとする。
- 3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。
ただし、県が公表した情報及び審査会が公表した情報については、この限りではない。

(審査結果の公表等)

第8条 審査会は、非公開とする。

2 審査会における審査の経過及び結果は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条の規定により、知事が事業者を選定した後に公表する。

ただし、審査会は、審査の経過、結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを自ら決定し、公表することができる。

3 審査会は、事業者の選定過程に係る公正性、透明性を確保するため、審査会の議事録を整備するものとする。

(事務局)

第9条 審査会の事務局は、総務部財産管理課が行う。

2 総務部建築工事課、同部建築設備課及び事業担当課は、事務局に参加し、総務部財産管理課とともに資料作成、事業・資料説明等を担当する。

3 県が委託したアドバイザー、設計事務所等は、事業担当課と同一の立場で審査会の事務局に参加する。

4 事務局員、アドバイザーその他審査会の場に参加した者は、審査等を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、県及び審査会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

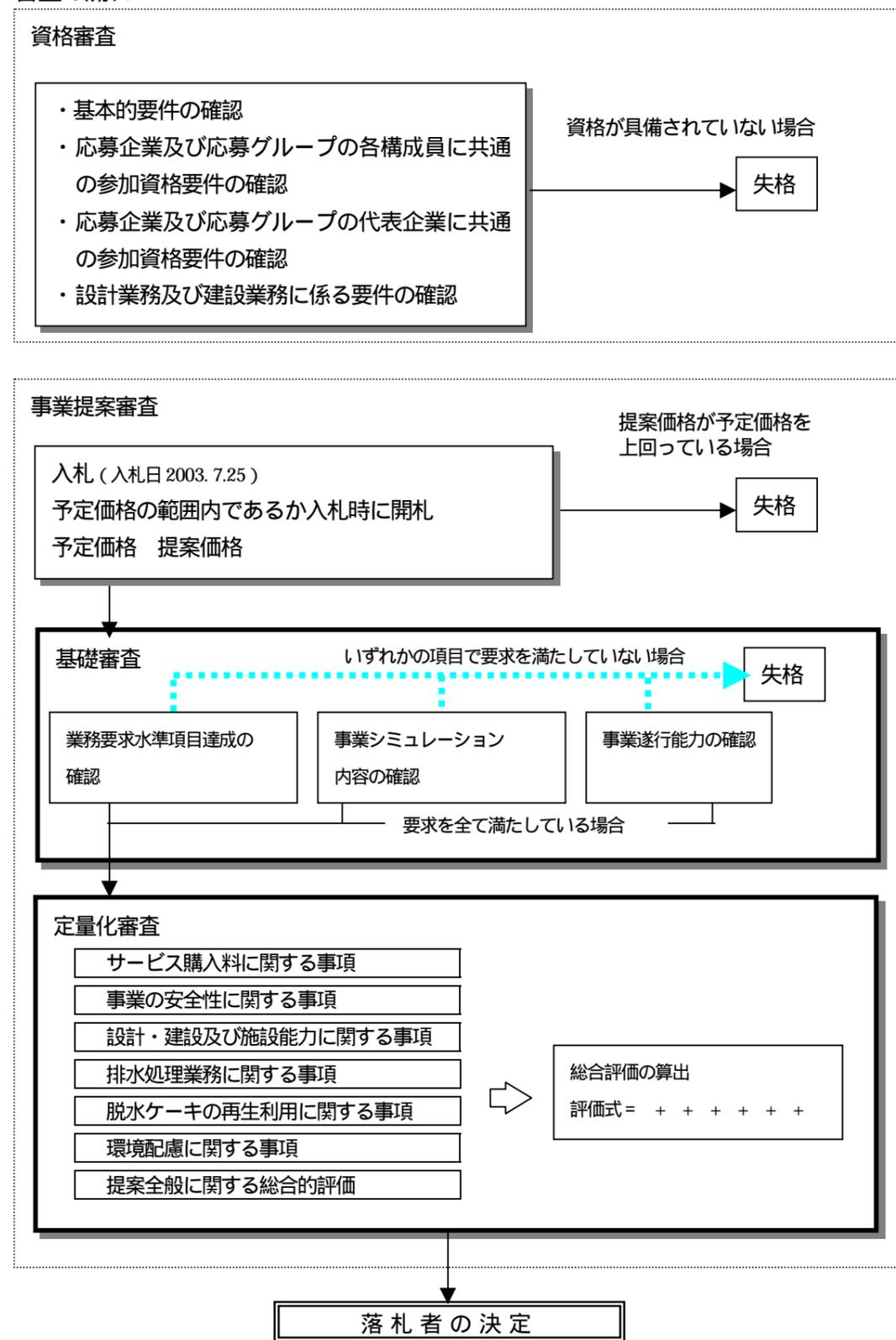
この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

寒川浄水場排水処理施設特定事業 落札者決定基準の概要

審査の流れ



基礎審査

1 業務要求水準項目達成の確認

確認項目	内容
汚泥の受入・排水処理	県企業庁の設定に対して適切なシミュレーションを行っているか。
脱水ケーキの再生利用	全量再生利用する計画となっているか。
上澄水の返送	濁度 10 度以下として返送する運転計画となっているか。
新設施設の設計・建設等	適切に設備の容量が計算されているか。
排水処理施設の維持管理・運営	適切な維持管理・運営計画が策定されているか。
非常時の対応	関係機関等との連絡体制、風水害対策等が記載されているか。
法令の遵守	適用をうける法令が記載されているか。
環境への配慮	植樹地率を 20%以上確保するなど、周辺環境に配慮しているか。
保安	防犯、事故防止に対する考え方が記載されているか。
業務の引継	引継方法や引継書類が記載されているか。

2 事業シミュレーション内容の確認

確認項目	内容
前提条件の反映に関する確認	物価変動率を見込まないで計算しているか。
	入札説明書で指定した基準金利を用いているか。
	入札説明書で付保を条件としている第三者賠償保険の保険料が適切に見込まれているか。
算出方法の確認	支払利息の計算方法が適正か。
	業務要求水準書を踏まえ、業務ごとに見積もった費用と合致しているか。

3 事業遂行能力の確認

確認項目	指標	内容
資力	事業キャッシュフロー-規模 総キャッシュフロー-規模	提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出されているか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・ 事業キャッシュフロー-規模が 3 期連続で総額がマイナス値の場合 ・ 総キャッシュフロー-規模が 3 期連続で総額がマイナス値の場合
		過去の経営状況を反映した総合的な信用力があるか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・ 経常収支が 3 期連続で赤字の場合 ・ 自己資本金が 3 期連続で債務超過にある場合
信用力	経常収支 自己資本金	特定目的会社の債務を負担し得る能力があるか。 (代替信用補完措置が必要となる場合) ・ 利払能力の最近期の値が 1.0 未満の場合 ・ 有利子負債比率の最近期の値が 100%以上の場合
債務返済能力	利払能力 有利子負債比率	代替信用補完措置が必要となる出資者がいる場合、その役割に応じた代替信用補完措置を付しているか。
代替信用補完措置	個々の補完措置ごとに判断	

事業遂行能力は、特定目的会社 (S P C) に出資又は劣後ローンの拠出を行う構成員のみを評価対象としています。

定量化審査

1 審査項目及び配点

平成 14 年度の審査会を経て、次に掲げる事項について入札公告時に落札者決定基準で公表

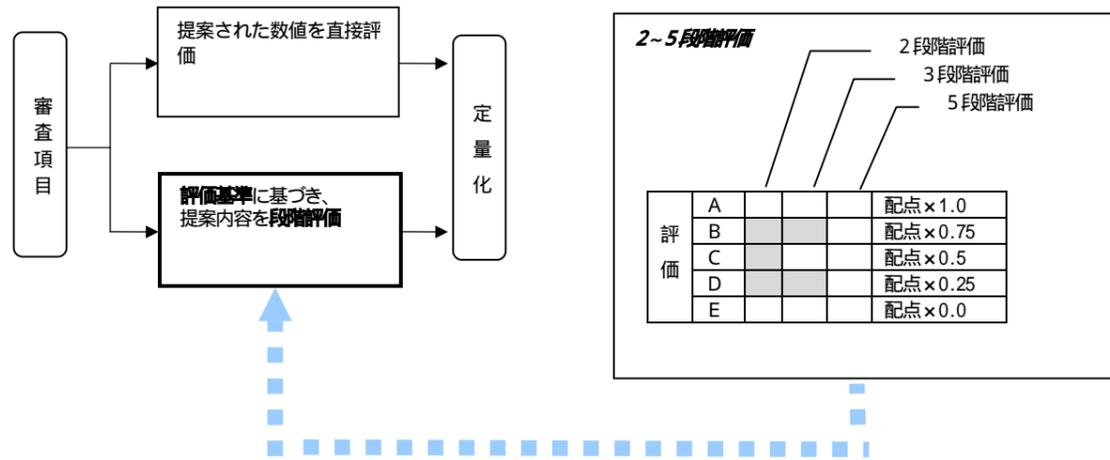
- (1) 審査項目と配点（落札者決定基準、p8）
- (2) 得点化の方法（落札者決定基準、p9）
- (3) 評価項目、配点、対応様式（落札者決定基準、p18）【右表参照】

No	審査区分	項目数	配点
1	サービス購入料に関する事項	1 項目	70.00 点
2	事業の安全性に係る事項	7 項目	5.50 点
3	設計・建設及び施設能力に関する事項	6 項目	4.75 点
4	排水処理業務に関する事項	10 項目	6.00 点
5	脱水ケーキの再生利用に関する事項	8 項目	6.50 点
6	環境配慮に関する事項	9 項目	5.00 点
7	提案全般に関する総合的評価	3 項目	2.25 点
合計		44 項目	100.00 点

審査項目	7 区分、44 項目
配点合計	100 点

2 審査方法

- (1) サービス購入料や二酸化炭素排出量等、数値で提案されている項目は、数値の比較等により点数化する。
- (2) 上記(1)以外の項目は、項目ごとの評価基準に基づき点数化する。



3 定量化審査における基本的な考え方

- (1) 提案数値を比較する項目を除き、絶対評価を基本とする。
- (2) 具体性や有効性に欠ける提案については加対象としない。
- (3) 対象様式に記載されている内容を審査の対象とする。

サービス購入料に関する事項			
評価項目	No.	評価基準	配点
サービス購入料の総額	1	サービス購入料の総額がより低い提案となっているか	70.00

事業の安全性に関する事項			
評価項目	No.	評価基準	配点
長期安定性の実現	2	確実性の高い資金調達計画となっているか	0.50
	3	事業期間を通じて、事業を確実に遂行していくに足るだけの資金計画となっているか	1.50
	4	組織運営体制が優れているか	0.50
事業期間中におけるリスクへの対応	5	民間に移転されるリスクが適切に分担され、具体的な対応策が検討されているか	1.50
	6	リスク分担に対応した保険が付保されているか	0.50
破綻時の対応	7	事業期間を通じて破綻時にも金融機関への元利金残高の返済が滞らない計画	0.50
事業の継続性	8	資金面において特定目的会社への出資企業の事業継続に対するモチベーションの維持	0.50
合計			5.50

設計・建設及び施設能力に関する事項			
評価項目	No.	評価基準	配点
排水処理業務の安全性・確実性	9	既存構築物の改良・増強、機械設備の設置等による受入・排水処理業務の信頼性が向上	1.50
	10	監視、制御システム等電気計装設備の工夫による受入・排水処理業務の信頼性が向上	1.50
建築計画における次期更新への配慮	11	ゾーニング計画及び運動線計画において次期更新への配慮が優れているか	0.50
	12	機器の搬出入に対して構造計画が優れているか	0.50
指導指針の反映	13	維持管理が容易な建物の構造、仕様となっているか	0.25
	14	会議室、休憩室、更衣室、食堂、洗車装置等が設置されている	0.50
合計			4.75

排水処理業務に関する事項			
評価項目	No.	評価基準	配点
汚泥の受入・排水処理業務計画	15	きめ細かな汚泥の受入、排水処理計画が策定されているか	0.50
	16	汚泥性状（強熱減量、AL/T比、粒度分布等）の変動に対応した脱水システム	1.00
上澄水質管理計画	17	既存施設の改良や増強及び機械設備・電気計装設備の工夫等による上澄水質管理計画	1.00
	18	維持管理計画において、故障等を未然に防ぐよう考慮されているか	0.50
維持管理・運営に関する計画、実施体制	19	維持管理・運営業務について実績があるか	0.25
	20	汚泥量の管理方法の工夫により受入業務、上澄水の返送業務の安全性・確実性の向上	0.50
バックアップ体制	21	維持管理・運営業務に関するバックアップ体制が確立しているか	0.50
非常時の対応計画	22	故障時・非常時における維持管理・運営業務について対応策が計画されているか	0.50
保安体制	23	未然に事故を防ぐための工夫がなされているか	0.25
排水処理業務全般	24	排水処理業務全体としてのバランスが良く、総合的に優れているか	1.00
合計			6.00

脱水ケーキの再生利用に関する事項			
評価項目	No.	評価基準	配点
再生利用先の受入体制、バックアップ体制	25	脱水ケーキの再生利用先の受入可能量に余裕があるか	0.50
	26	脱水ケーキの再生利用業務における受入表明書の取得	1.00
	27	当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか	1.00
	28	複数の脱水ケーキの受入事業者の確保	1.00
再生利用計画における用途拡大	29	受入表明書を提出している脱水ケーキの再生利用先の実績が豊富であるか	1.00
	30	脱水ケーキの形状、粒度分布、硬度、水分等の調整や組成分析等の品質管理	0.50
業務の安全性・安定性	31	活性炭混入時等における再生利用方法が具体的に計画	0.50
	32	一時保管場所の確保等、安定的に再生利用を行う上で有効な提案	1.00
合計			6.50

環境配慮に関する事項			
評価項目	No.	評価基準	配点
指導指針の反映	33	搬送設備を密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策	0.50
	34	場内ケーキ貯蔵設備にホッパ等を採用して密閉構造にするなどの悪臭、飛散対策	0.50
	35	臭気の除去設備が設置	0.50
周辺環境への配慮	36	建設期間中に排出ガス抑制やSPM（浮遊粒子状物質）対応の建設機械等の導入	0.50
	37	建設時及び維持管理運営期間中における交通安全等への対応	0.50
地球環境に対する負荷軽減対策	38	燃料、水道の使用量が少ない施設計画	1.00
	39	二酸化炭素、窒素酸化物の排出量が少ない施設計画	1.00
その他環境への配慮	40	植樹地率を20%以上確保	0.25
	41	その他環境に対して配慮	0.25
合計			5.00

提案全般に関する総合的評価			
評価項目	No.	評価基準	配点
事業の安全性	42	提案全体として、事業の安全性に関して優れた提案	0.75
設計・建設面	43	提案全体として、設計・建設面に関して優れた提案	0.75
維持管理・運営面	44	提案全体として、維持管理・運営面に関して優れた提案	0.75
合計			2.25

寒川浄水場排水処理施設特定事業 提案審査結果総括表

基礎審査	審査項目	審査内容	大成建設(株)横浜支店	月島・富士・電源開発・日造グループ	荏原グループ
	業務要求水準項目達成の確認	提案内容が業務要求水準書の要求水準を満たしているか。(適切なシミュレーション、全量再生利用、上済水の濁度、設備容量等)			
	事業シミュレーション内容の確認	前提条件が適切に反映されており、計算方法が適正か。(物価変動率、基準金利、第三者賠償保険、支払利息の計算方法等)			
	事業遂行能力の確認	資力、信用力、債務返済能力が十分にあるか。(キャッシュフロー規模、経常収支、自己資本金、利払能力、有利子負債比率等)			

	審査項目	配点	大成建設(株)横浜支店		月島・富士・電源開発・日造グループ		荏原グループ				
			評価	点数	評価	点数	評価	点数			
定量化審査	サービス購入料に関する事項	サービス購入料の総額	1	入札額(円)							
		得点(70.00点満点)			70.000		70.000		68.799		
		順位			1		2		3		
		1位との点差			0.000		1.201		3.558		
	事業の安全性に関する事項	長期安定性の実現	2	現実性の高い資金調達計画となっているか	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500
			3	事業期間を通じて、事業を確実に遂行していくに足るだけの資金計画となっているか	1.500	A	1.500	A	1.500	B	1.125
			4	組織運営体制が優れているか	0.500	C	0.250	C	0.250	C	0.250
		事業期間中におけるリスクへの対応	5	民間に移転されるリスクが適切に分担され、具体的な対応策が検討されているか	1.500	B	1.125	C	0.750	A	1.500
			6	リスク分担に対応した保険が付保されているか	0.500	C	0.250	A	0.500	C	0.250
		破綻時の対応	7	事業期間を通じて破綻時にも金融機関への元利金残高の返済が滞らない計画	0.500	E	0.000	A	0.500	A	0.500
		事業の継続性	8	資金面において特定目的会社への出資企業の事業継続に対するモチベーションの維持	0.500	C	0.250	C	0.250	C	0.250
			得点(5.50点満点)			5.500		3.875		4.250	
		順位					3		2		1
	設計・建設及び施設能力に関する事項	排水処理業務の安全性・確実性	9	既存構築物の改良・増強、機械設備の設置等による受入・排水処理業務の信頼性が向上	1.500	E	0.000	C	0.750	D	0.375
		10	監視、制御システム等電気計装設備の工夫による受入・排水処理業務の信頼性が向上	1.500	E	0.000	C	0.750	B	1.125	
建築計画における次期更新への配慮		11	ゾーニング計画及び動線計画において次期更新への配慮が優れているか	0.500	E	0.000	A	0.500	C	0.250	
		12	機器の搬出入に対して構造計画が優れているか	0.500	E	0.000	C	0.250	C	0.250	
		13	維持管理が容易な建物の構造、仕様となっているか	0.250	A	0.250	A	0.250	A	0.250	
指導指針の反映		14	会議室、休憩室、更衣室、食堂、洗車装置等が設置されている	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500	
	得点(4.75点満点)			4.750		0.750		3.000		2.750	
	順位					3		1		2	
排水処理業務に関する事項	汚泥の受入・排水処理業務計画	15	きめ細かな汚泥の受入、排水処理計画が策定されているか	0.500	E	0.000	A	0.500	E	0.000	
		16	汚泥性状(強熱減量、AL/T比、粒度分布等)の変動に対応した脱水システム	1.000	E	0.000	C	0.500	C	0.500	
	上澄水質管理計画	17	既存施設の改良や増強及び機械設備・電気計装設備の工夫等による上澄水質管理計画	1.000	D	0.250	A	1.000	C	0.500	
	維持管理・運営に関する計画、実施体制	18	維持管理計画において、故障等を未然に防ぐよう考慮されているか	0.500	C	0.250	A	0.500	A	0.500	
		19	維持管理・運営業務について実績があるか	0.250	A	0.250	A	0.250	A	0.250	
		20	汚泥量の管理方法の工夫により受入業務、上澄水の返送業務の安全性・確実性の向上	0.500	E	0.000	A	0.500	A	0.500	
	バックアップ体制	21	維持管理・運営業務に関するバックアップ体制が確立しているか	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500	
	非常時の対応計画	22	故障時・非常時における維持管理・運営業務について対応策が計画されているか	0.500	C	0.250	A	0.500	A	0.500	
	保安体制	23	未然に事故を防ぐための工夫がなされているか	0.250	A	0.250	A	0.250	A	0.250	
	排水処理業務全般	24	排水処理業務全体としてのバランスが良く、総合的に優れているか	1.000	A	1.000	A	1.000	A	1.000	
	得点(6.00点満点)			6.000		2.750		5.500		4.500	
	順位					3		1		2	
脱水ケーキの再生利用に関する事項	再生利用先の受入体制、バックアップ体制	25	脱水ケーキの再生利用先の受入可能量に余裕があるか	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500	
		26	脱水ケーキの再生利用業務における受入表明書等の取得	1.000	-	1.000	-	1.000	-	1.000	
		27	当初の受入計画以外で株主企業による脱水ケーキの受入保証があるか	1.000	-	0.000	-	0.000	-	0.000	
		28	複数の脱水ケーキの受入事業者の確保	1.000	-	1.000	-	1.000	-	1.000	
		29	受入表明書を提出している脱水ケーキの再生利用先の実績が豊富であるか	1.000	A	1.000	A	1.000	A	1.000	
	再生利用計画における用途拡大	30	脱水ケーキの形状、粒度分布、硬度、水分等の調整や組成分析等の品質管理	0.500	C	0.250	C	0.250	C	0.250	
		31	活性炭混入時等における再生利用方法が具体的に計画	0.500	C	0.250	A	0.500	C	0.250	
	業務の安全性・安定性	32	一時保管場所の確保等、安定的に再生利用を行う上で有効な提案	1.000	C	0.500	C	0.500	A	1.000	
	得点(6.50点満点)			6.500		4.500		4.750		5.000	
	順位					3		2		1	
環境配慮に関する事項	指導指針の反映	33	搬送設備を密閉構造にするなど、悪臭、飛散対策	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500	
		34	場内ケーキ貯蔵設備にホッパ等を採用して密閉構造にするなどの悪臭、飛散対策	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500	
		35	臭気の除去設備が設置	0.500	A	0.500	A	0.500	A	0.500	
	周辺環境への配慮	36	建設期間中に排出ガス抑制やSPM(浮遊粒子状物質)対応の建設機械等の導入	0.500	C	0.250	A	0.500	E	0.000	
		37	建設時及び維持管理運営期間中における交通安全等への対応	0.500	C	0.250	A	0.500	C	0.250	
	地球環境に対する負荷軽減対策	38	燃料、水道の使用量が少ない施設計画	1.000	-	0.500	-	0.186	-	0.500	
		39	二酸化炭素、窒素酸化物の排出量が少ない施設計画	1.000	-	0.861	-	0.701	-	0.250	
		40	植樹地率を20%以上確保	0.250	-	0.250	-	0.250	-	0.150	
その他環境への配慮	41	その他環境に対して配慮	0.250	C	0.125	C	0.125	E	0.000		
	得点(5.00点満点)			5.000		3.736		3.762		2.650	
	順位					2		1		3	
提案全般に関する総合的評価	事業の安全性	42	提案全体として、事業の安全性に関して優れた提案	0.750	-	0.000	-	0.500	-	0.000	
	設計・建設面	43	提案全体として、設計・建設面に関して優れた提案	0.750	-	0.000	-	0.625	-	0.500	
	維持管理・運営面	44	提案全体として、維持管理・運営面に関して優れた提案	0.750	-	0.125	-	0.250	-	0.250	
		得点(2.25点満点)			2.250		0.125		1.375		0.750
	順位					3		1		2	
合計(配点100点)		合計(100点満点)			100.000		85.736		91.436		86.467
		順位					3		1		2
		1位との点差					5.700		0.000		4.969

寒川浄水場排水処理施設特定事業 入札参加者（グループ）一覧

入札参加者（グループ）は、50音順に整理しています。

入札参加者（グループ）名	グループ代表者	グループ構成員
荏原グループ	株式会社荏原製作所横浜支店	・株式会社荏原製作所横浜支店 ・荏原エンジニアリングサービス株式会社横浜支店（注1）
大成建設株式会社横浜支店 （単体企業による応募）		
月島・富士・電源開発・日造グループ	月島機械株式会社	・月島機械株式会社 ・富士電機システムズ株式会社（注2） ・電源開発株式会社 ・日立造船株式会社 ・月島テクノサービス株式会社

（注1）「荏原グループ」の構成員である荏原エンジニアリングサービス株式会社横浜支店については、平成15年6月12日付けで、荏原エンジニアリングサービス株式会社神奈川営業所から名称変更されたものです。

（注2）平成15年10月22日付けで「月島・富士・電源開発・日造グループ」の構成員の一部が変更されています。（詳細は別紙「グループ構成員の変更について」をご参照ください。）

グループ構成員の変更について

「月島・富士・電源開発・日造グループ」の構成員の一部については、平成 15 年 10 月 22 日付けで、次のとおり変更されております。

変更後	変更前
月島機械株式会社 富士電機システム株式会社 電源開発株式会社 日立造船株式会社 月島テクノサービス株式会社	月島機械株式会社 富士電機株式会社 電源開発株式会社 日立造船株式会社 月島テクノサービス株式会社

< 当該グループ構成員変更の経緯 >

平成 15 年 10 月 1 日	代表企業が県企業庁にグループ構成員変更届出書（その 1）を提出 （内容）構成員の変更理由の説明
平成 15 年 10 月 14 日	代表企業が県企業庁にグループ構成員変更届出書（その 2）を提出 （内容）新構成員の経営状況、業務実行能力等の説明
平成 15 年 10 月 22 日	県企業庁が変更理由、新構成員の経営状況、業務実行能力等を確認した上で、 当該グループ構成員の変更を承諾

今後のスケジュール

基本協定の締結	平成 15 年 11 月中旬 (予定)
特定事業契約の締結	平成 15 年 12 月 (予定)
P F I 法第 8 条に基づく公表	平成 15 年 12 月 (予定)
金融機関との直接協定の締結	平成 16 年 3 月 (予定)
新施設等の設計・建設	平成 15 年 12 月 ~ 平成 18 年 3 月 31 日
新施設等の運営開始	平成 18 年 4 月 1 日